

令和3年12月2日



担当課	指導監査課
担当者	高垣・堂本・西岡
電話	(073) 435-1319
内線	5254

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求及び虚偽報告等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和3年12月1日に事業者に通知しました。

1 対象事業者

有限会社小鳥 取締役 島森 幸夫 (しまもり ゆきお)
所在地 和歌山市木ノ本767番地

2 対象事業所

①介護サービス小鳥【訪問介護】 ②デイサービス小鳥【地域密着型通所介護】

3 行政処分の内容

指定の取消し（効力発生日：令和3年12月29日）

4 経済上の措置（介護給付費等の返還）

	①介護サービス小鳥	②デイサービス小鳥
介護給付費	53,051,401円	4,210,841円
公費負担額	14,589,411円	1,116,317円
加算金	27,056,324円	2,130,862円
合計	94,697,136円	7,458,020円

5 経緯

本市に対する情報提供により、令和3年1月から同年9月まで監査を実施し、関係書類の精査及び実質上の代表者である廣田 雅巳（ひろた まさみ）氏を含む関係者からの聴取の結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

6 主な取消し理由

	①介護サービス小鳥	②デイサービス小鳥
人員基準違反	管理者・サービス提供責任者を配置していない期間があった。	管理者・生活相談員を配置していない期間があった。
不正請求	虚偽の記録を作成したうえで、介護報酬を不正に請求した。	虚偽の記録を作成したうえで、介護報酬を不正に請求した。
虚偽報告	多数の虚偽の記録を作成したうえで、監査において市に提出した。	多数の虚偽の記録を作成したうえで、監査において市に提出した。